

大規模投資に向けた計画策定支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 島根県（以下「県」という。）が交付する大規模投資に向けた計画策定支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）並びにその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、県内中小企業が大規模な設備投資や事業拡大のために国の大型設備投資を支援する補助金（以下「国の補助金」という。）への申請を行う際に、計画策定などにかかる専門家（コンサルタント等）への委託費用を支援することで、円滑な投資を促進することを目的としている。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げる者をいう。
- (2) 中小企業者等 中小企業者、事業協同組合、企業組合、協業組合、その他知事が認める団体をいう。
- (3) 補助事業 国の補助金の申請に必要となる計画策定等を、専門家からの支援を受けて行う事業をいう
- (4) 補助事業者 補助事業を実施する者をいう。
- (5) 国の補助金 大規模成長投資補助金及び中小企業成長加速化補助金をいう。

(補助事業者の要件)

第4条 この補助金の補助事業者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 県内に主たる事業所を有する中小企業者等。但し、次のいずれかに該当する者（みなし大企業）は除く。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
 - エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をア～ウに該当する中小企業者が所有している中小企業者

オ ア～ウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている
中小企業者

- (2) 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」のいずれにも該当しないこと
- (3) 島根県税の未納の徴収金がないこと
- (4) 国の補助金の補助対象者に該当し、かつ申請を予定する事業者

(交付の対象及び補助率)

第5条 知事は、補助事業者に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

- 2 補助金交付の対象要件、対象経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率、補助限度額等は、別表1の当該各欄に定めるところによる。
- 3 補助事業者は、次年度以降も本補助金の申請を行うことができる。ただし、同一事業者に対する補助金の交付額の累計は、1事業者当たり10,000千円を上限とする。

(補助事業の認定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が指定する期日までに、補助事業認定申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請があった場合には、当該申請内容を審査しなければならない。
- 3 知事は、第2項の審査の結果、認定又は不認定したときは、速やかに通知を行うものとする。

(決定内容の変更等)

第7条 前条により認定を受けた者（以下「認定者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第2号）を知事へ提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分間において、流用先の区分の20%を超えて配分額の変更をしようとするとき。

- (2) 補助対象経費の総額の20%を超える増減をしようとするとき。

- (3) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助目的をより効率的に達成するために必要と認められる変更

イ 補助目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更

- (4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ認定の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

- 3 知事は、第1項の承認をしたときは、速やかにその承認の内容及びこれに付した条件を認定決定変更承認通知書により認定者に通知しなければならない。

(遂行状況の報告及び調査)

第8条 認定者は、知事から補助事業の遂行状況等についての報告の指示があった場合は、指定する期

日までに補助事業遂行状況等報告書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、補助事業の遂行状況等について必要に応じて、認定者に対して調査を行うことができる。

（交付申請）

第9条 認定者は該当補助事業の対象となる国の補助金に申請し、補助事業が完了したときは、規則第4条及び第10条の規定により、速やかに補助金交付申請書兼実績報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の交付申請書兼実績報告書は、認定を受けた日の属する年度の3月15日までに知事に提出しなければならない。

（交付の決定）

第10条 知事は、前条の規定による交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、当該申請内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を確定と合わせて行うものとする。

- 2 交付額の決定は、補助事業の認定を受けた日の属する年度の3月15日以降に行うものとする。

- 3 知事は、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

- 4 知事は、第1項の場合において、交付決定予定額に対して予算が不足する場合は、次の各号により補助金交付決定額の調整を行った上で補助金の交付の決定をすることができる。

（1） 補助金交付決定額の調整は、交付決定予定額に調整率を乗じて行うものとし、交付決定予定額に調整率を乗じて得た額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

（2） 調整率は、予算額を交付決定予定額の総額で除して得た数値とする。

- 5 知事は、第1項の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金交付決定及び確定通知書により補助金の交付の申請をした者（以下「補助金申請者」という。）に通知しなければならない。

（申請の取下げ）

第11条 補助金申請者は、前条第5項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、その通知を受領した日から起算して7日以内に、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定により申請の取下げをしようとするときは、交付申請取下げ届出書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

- 3 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付の決定はなかったものとみなす。

（補助金の支払）

第12条 知事は、第10条の規定による補助金の額の確定を行った場合は、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 13 条 知事は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該補助事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第 1 号の場合は、既に経過した期間に係る部分については、取り消すことができない。

- (1) 補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき(補助事業者の責に帰すべき事情によるものを除く)。
- (2) 補助事業者が、当該補助金を他の用途へ使用したとき。
- (3) 補助事業者が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助事業者が、当該補助事業に関し、法令、この要綱又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき。
- (5) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。
- (6) 補助事業者が、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に違反したとき。

2 前項第 2 号から第 6 号までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第 14 条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(加算金及び延滞金)

第 15 条 補助事業者は、前条第 1 項の規定により、補助金の返還を命ぜられたとき(第 13 条第 1 項第 1 号に該当して交付の決定が取り消されたことにより補助金の返還を命ぜられたものを除く。)は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

3 知事は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(補助金の経理)

第 16 条 補助事業者は、補助事業に係る収支の状況を記載した帳簿を作成するとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業終了後(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)5 年間保存しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 17 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（様式第 6 号）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又はその一部の返還を命ずるものとする。

（県内中小企業者への優先発注）

第 18 条 事業者は、補助事業の実施に際して県内中小企業者に発注するよう努めるものとする。

（補助事業等の公表）

第 19 条 知事は、補助事業及び補助事業者の名称並びに事業内容等について、補助事業者の利益に反しない範囲で、当該内容を公表することができる。

（暴力団排除に関する誓約）

第 20 条 補助事業者は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について補助金の交付の申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（雑則）

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 27 日から施行する。

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間及び完了後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
2. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
3. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
4. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上

(別表)

補助対象経費		補助率	補助限度額
区 分	内 容		
着手金	初期相談料、事前調査費、契約準備費用など	1 / 2 以内	10,000 千円 (交付しようとする額に 1,000 円未満の端数がある ときは、その端数全額 を切り捨てた額とする。)
市場調査費	市場の規模、顧客ニーズ、競合状況などを調査する費用		
書類作成費用	事業計画書作成支援費用、申請書作成支援費用、添付資料作成支援費用・収集費用など		
旅費	現地訪問する場合に発生する費用		
申請代行費用	申請手続き代行費用など		
成功報酬	採択時報酬など		
その他経費	上記以外で、知事が特に必要と認める経費		

【補助対象外経費の例】

- ・ 汎用的に使用できる機器の購入費、建物の賃借料など、直接計画策定に関わらない費用。
- ・ 消費税および地方消費税
- ・ 振込手数料、送金手数料（銀行振込手数料を差し引いて支払った場合は、当該振込手数料の額の引きがあったものと判断し、当該経費から振込手数料を控除した額を補助対象経費の額とします。）
- ・ 食糧費（飲食費、懇親会費など）
- ・ 収入印紙
- ・ グリーン車などの特別に付加される料金